



尼崎市総合計画の概要について

🌸 ひと咲き まち咲き あまがさき 🌸

尼崎市公共施設マネジメント市民会議
(平成26年11月4日)

兵庫県 尼崎市



市長：稲村 和美

中核市移行：平成21年

人口：448,212人

世帯数：211,484世帯

面積：50.27平方km

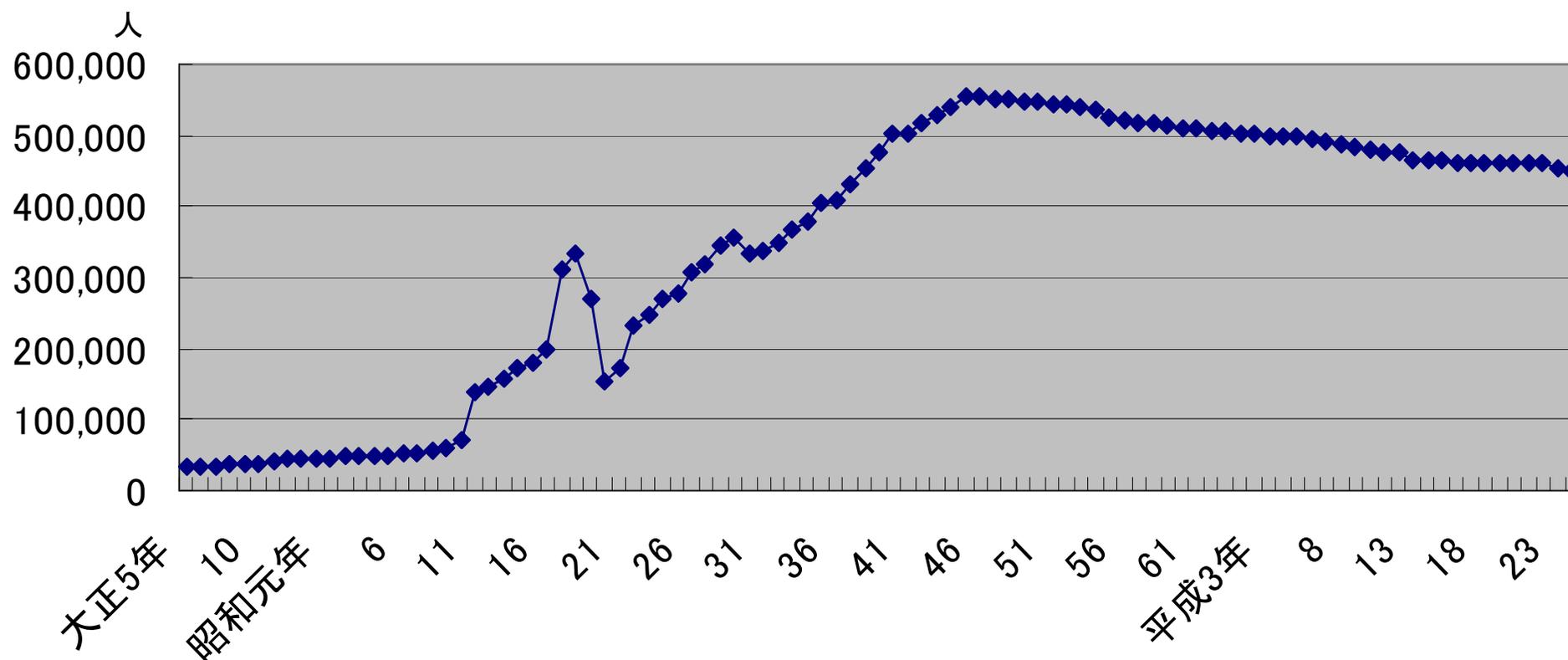
(平成26年3月時点)

市域の変遷

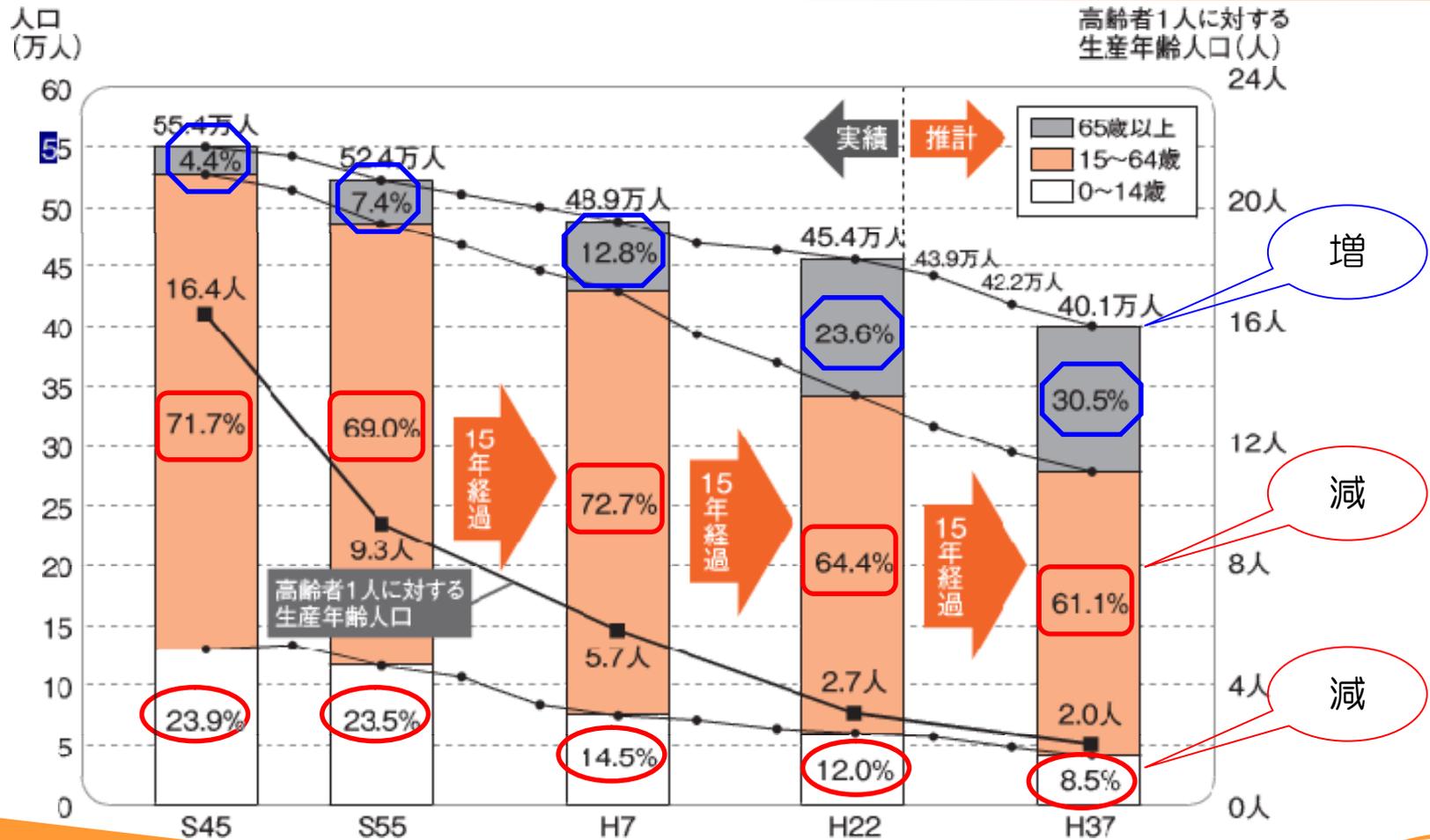
- ① 大正5（1916）年に尼崎町に立花村（東難波、西難波）の一部を加えて尼崎市が誕生
- ② 昭和11（1936）年に尼崎市と小田村が解消合併し、新たに尼崎市が発足
- ③ 昭和17（1942）年に尼崎市と大庄村、立花村、武庫村が合併
- ④ 昭和22（1947）年に尼崎市と園田村が合併。ほぼ現在の市域となる。



人口の推移



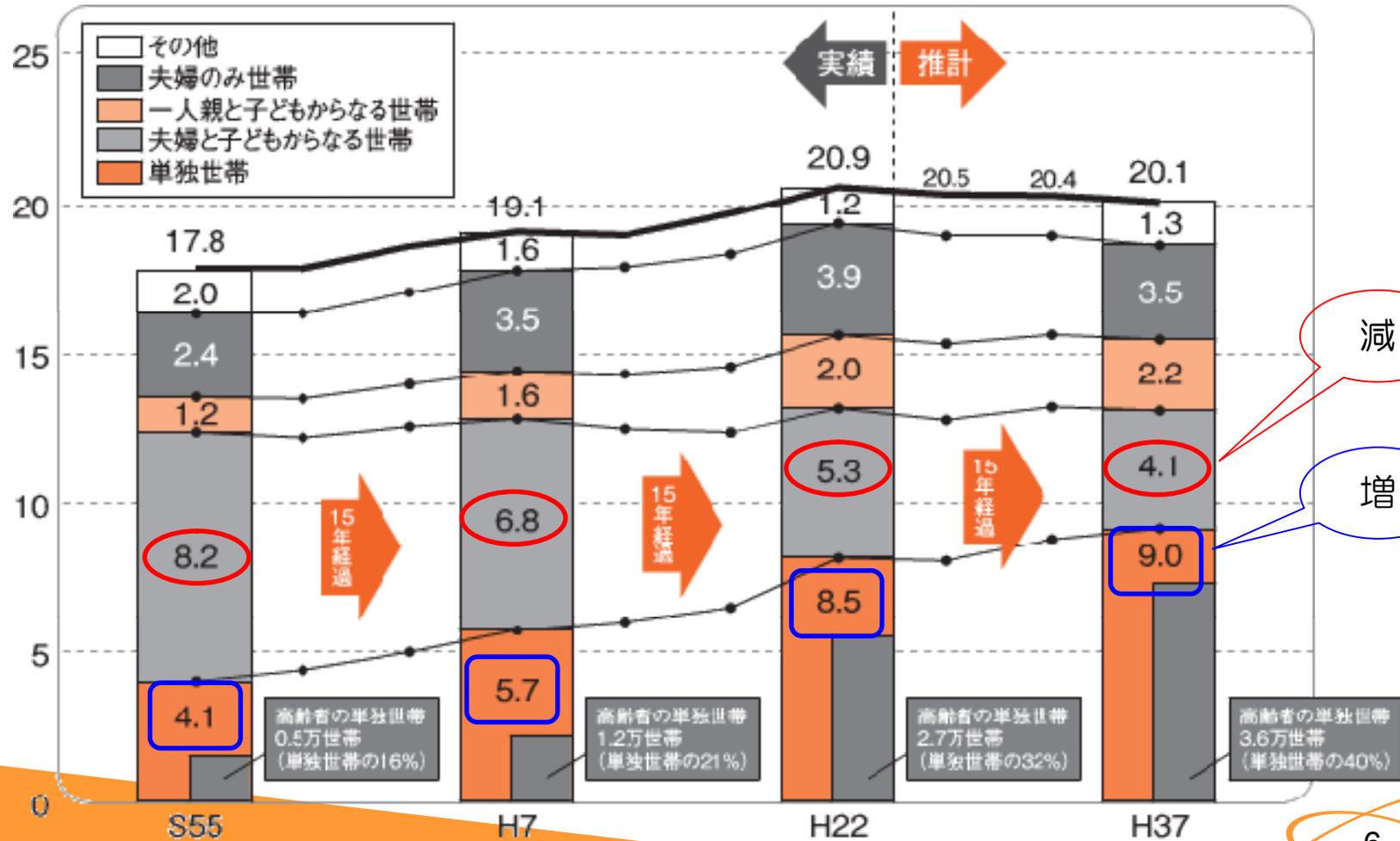
尼崎市の現状について 「人口の推移等」



(資料) 総務省「国勢調査報告」

尼崎市の現状について 「世帯類型別世帯数の推移」

世帯
(万世帯)



減

増

総合計画とは

まちづくりの方向性を示すため、地方自治体が作成する、行政運営の総合的な指針となる計画であり、自治体における総合的な指針となる計画のことをいう。

中長期的な指針「基本構想」と、これを具体化するための「基本計画」などにより構成されるのが一般的である。

総合計画の位置づけの変化

- ▶ 地方自治法において、「基本構想」の策定が義務付けられていた。
- ▶ 一般的に、自治体の全ての計画の基本で、行政運営の総合的な指針となる最上位の計画とされてきた。

法的には・・・

地方自治法 第2条第4項（改正前の条文）

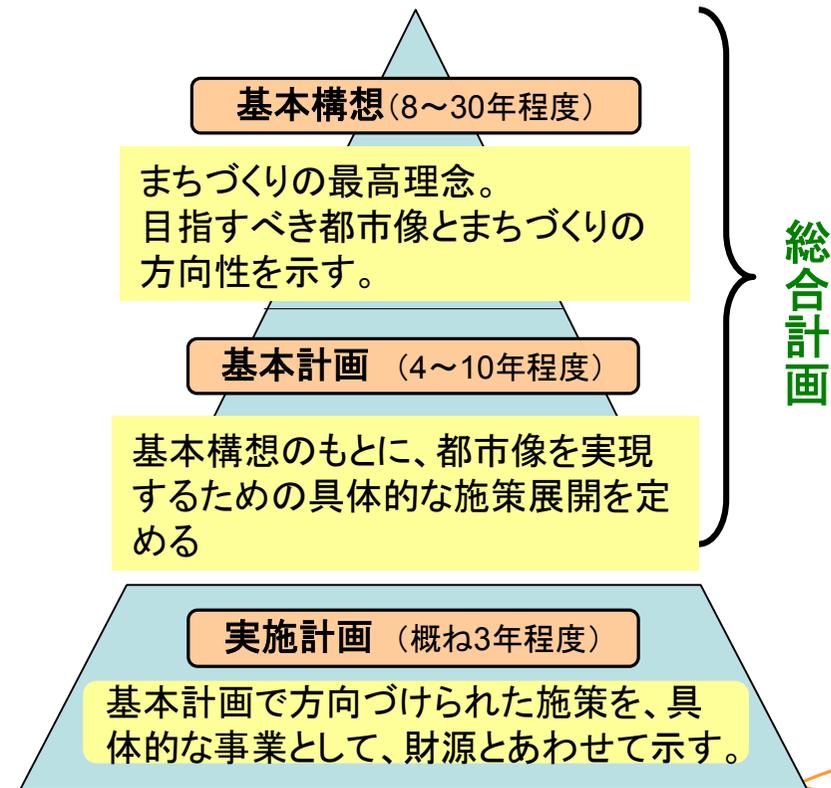
市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない。



- ▶ 昭和44年（1969年）の地方自治法改正で義務化。
- ▶ 地方分権改革の流れの中で、平成23年の法改正で条文は廃止された。

⇒ 策定するか、また、議決対象とするかは、**地方自治体が主体的に判断すべき**という趣旨。

一般的な総合計画の構成



これまでの総合計画



本市の総合計画と時代背景 ① (本編100ページ参照)

総合計画	都市像	基本理念	まちづくりの主要課題	策定時の時代背景
(第1次) 昭和46-56年度	快適な 職住都市		<ul style="list-style-type: none"> 公害問題の解決 都市環境の改善 下水道等生活関連都市基盤の整備 	<ul style="list-style-type: none"> 経済の高度成長 公害問題等経済成長に伴う「歪み」の顕在化
(第2次) 昭和55-65年度 (平成2年度)	人間性豊かな 職住都市 <ul style="list-style-type: none"> 生活基盤をととのえる環境都市 市民経済をつちかう産業都市 人間社会をきずく市民都市 	<ul style="list-style-type: none"> 安全で健康にくらすことができること 働くにも住むにも便利でくらしよいこと 生きがいとゆとりのある人生がおくれること 	<ul style="list-style-type: none"> 市南部の人口減少と北部の人口増加 市内産業の停滞 工場の市外流出に伴う雇用不安 住工混在やスプロール化など、無秩序な土地利用の改善 	<ul style="list-style-type: none"> 高度成長の終焉、安定成長への移行 工場再配置促進法等の影響により工場の市外流出が進む
(第3次) 昭和61-70年度 (平成7年度)			<ul style="list-style-type: none"> 市域の人口減少 南部の工業地帯や既成市街地の空洞化 南部地域の高齢化 地価の高騰に伴う宅地の細分化 産業の高度化への対応 	<ul style="list-style-type: none"> 急速な円高、産業の構造変化が進む 老人保健医療の開始 男女雇用機会均等法の成立 市域の人口減少はペースが鈍化
(第4次) 平成4-37年度	にぎわい・創生・あまがさき	<ul style="list-style-type: none"> 人にやさしいまちづくり 都市が人をはぐくみ、人が都市を育てるまちづくり 個性を活かし、広域圏と連携するまちづくり 	<ul style="list-style-type: none"> 文化を基軸とした都市の魅力の発信 南部地域の人口減少や都市活力の停滞への対応 文化、産業、環境、生活、人づくりを支える都市基盤の整備 	<ul style="list-style-type: none"> バブル期の経済成長 価値観の多様化、女性の社会進出の進行
(第5次) 平成25-34年度	ありたいまち <ul style="list-style-type: none"> 人が育ち、互いに支えあうまち 健康、安全・安心を実感できるまち 地域の資源を活かし、活力が生まれるまち 次の世代に、よりよい明日をつないでいくまち 		<ul style="list-style-type: none"> 「あるもの」と「つながり」を活かす 人の育ちと活動の支援 市民の健康と就労の支援 産業活力とまちの魅力の向上 まちの持続可能性の向上 	<ul style="list-style-type: none"> 低成長 成熟社会 人口減少、少子・高齢社会の本格的な進行 市民活動形態の多様化 東日本大震災

本市の総合計画と時代背景 ②

➤ 第1次～第3次

生活インフラの整備、環境改善、土地利用調整、産業構造の変化への対応。

➤ 第4次

文化交流等からまちの新たな付加価値を生む。それを支える都市基盤。

➤ 第5次

審議会で取り上げられた社会的背景

- ・ 策定義務廃止（H23自治法改正、地方分権改革）
- ・ 低成長・ゼロ成長、グローバル化の進展、税・社会保障制度改革 など

⇒ 社会経済情勢の変化が大きい（予見性の低下）。
時代の変化への柔軟な対応の要求。

- ・ 人口減少、高齢化の進行、世帯類型・ライフスタイルの多様化

⇒ 価値観・ニーズの多様化。
行政サービスへのニーズ以外にも、市民生活を送る上での
ニーズが多様化してきている。

- ・ 基本的な生活基盤

⇒ ハード面は一定充足（維持要求）⇔ソフト面は不足（拡大要求）
公共的領域での、市民、事業者、行政の連携によるサービス
供給が必要。
「あるもの」と「つながり」を活かした取組を。

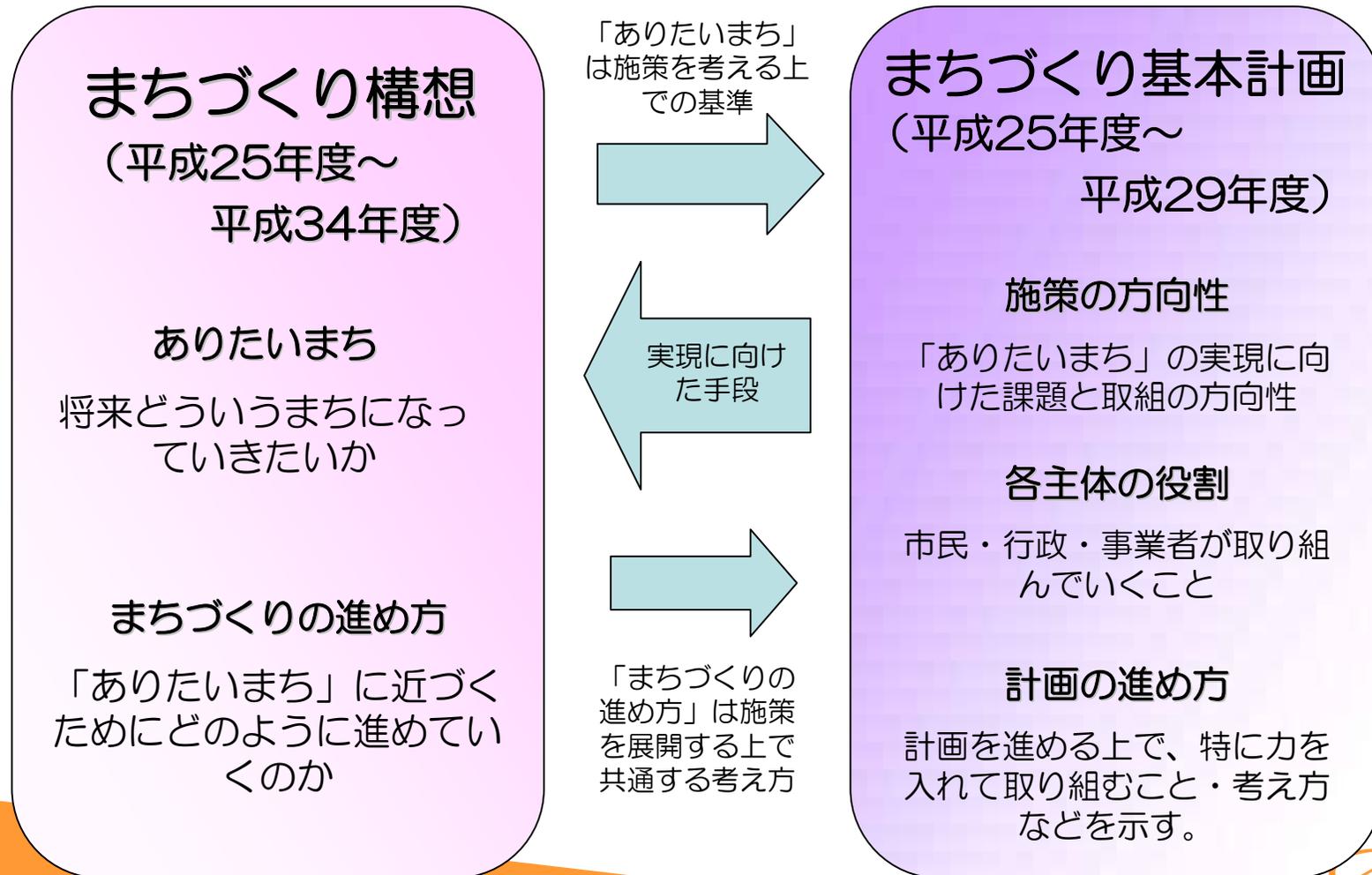
(新) 尼崎市総合計画【第5次】

(平成25年度～平成34年度)

これから尼崎市がどんなまちを目指し、どのようにまちづくりを進めていくのか、その方向性をいろいろな人達（市民、事業者、行政）と共有し、ともに将来を築いていくための計画

- 市民や事業者などと行政（市）が、**大きな方向性を共有できる**計画
- 時代の変化に対して、**柔軟に対応しやすい**計画

総合計画の構成と期間



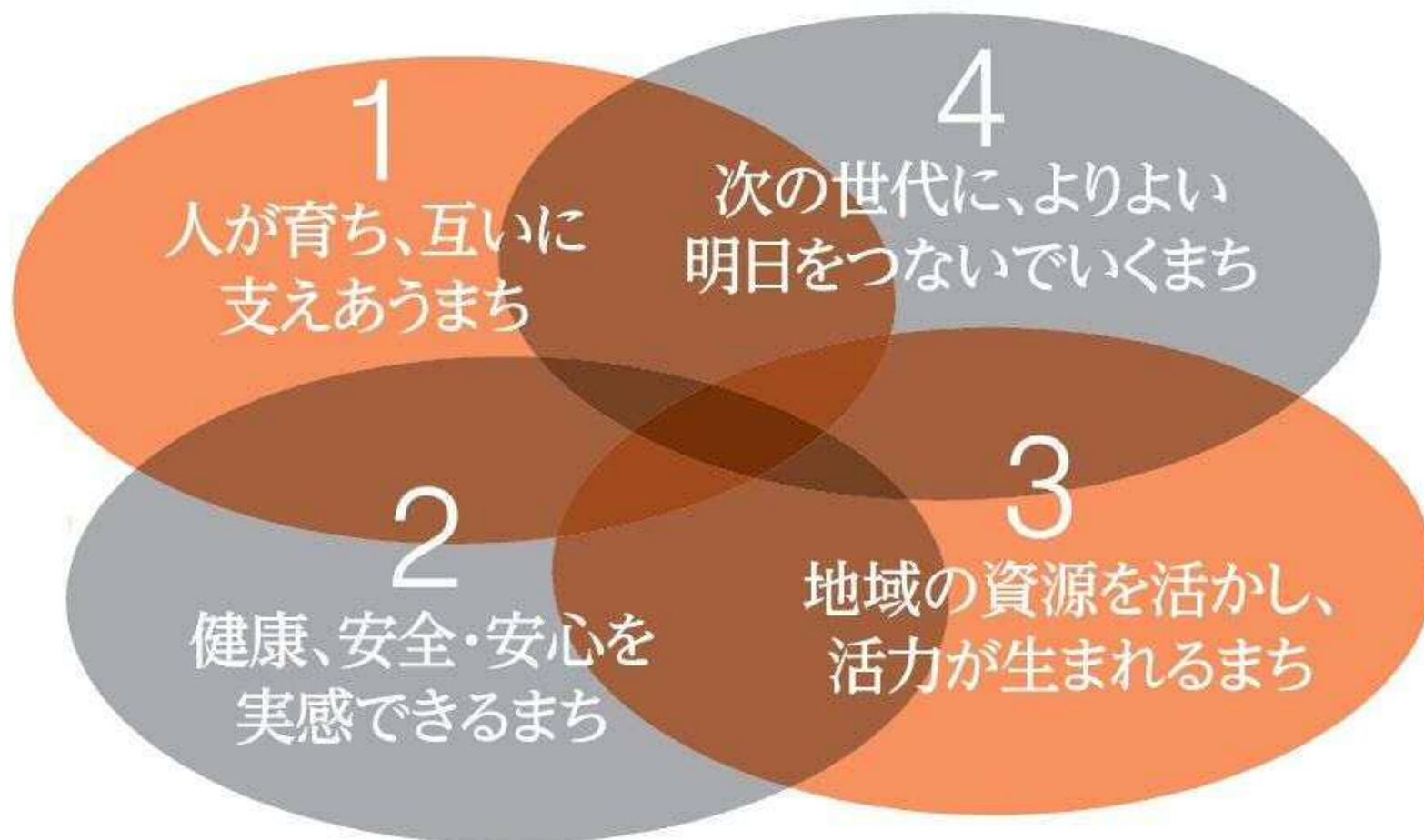
まちづくり構想

(平成25年度～平成34年度)

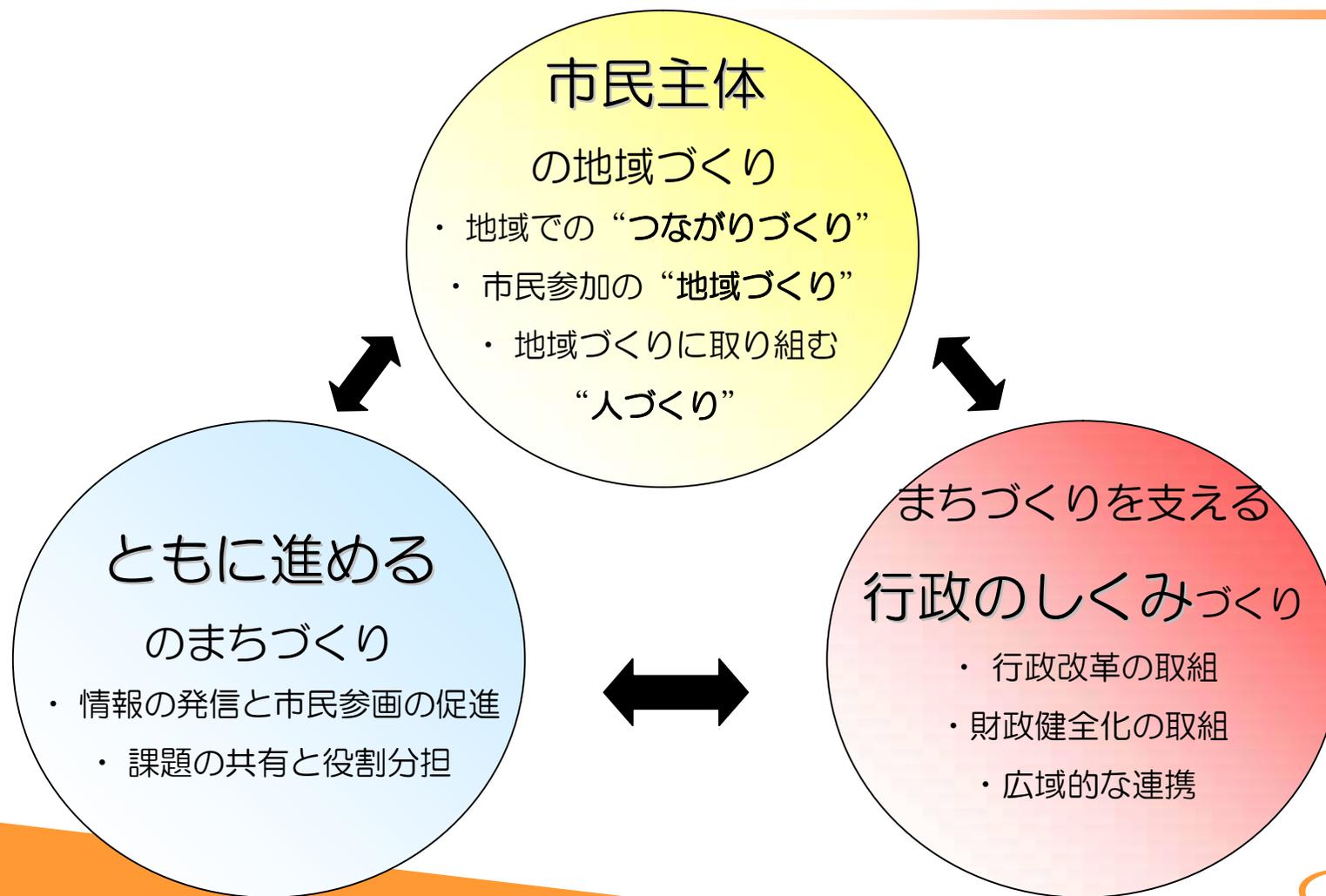
社会経済情勢や政治的な情勢の変化があっても、一定期間変わることのない、基本的なまちづくりの方向性を示すもの。構想の期間は“10年間”。

- ① 尼崎市の将来の姿として、「4つのありたいまち」を示す。
- ② 「ありたいまち」に近づけるため、「まちづくりの進め方」を示す。

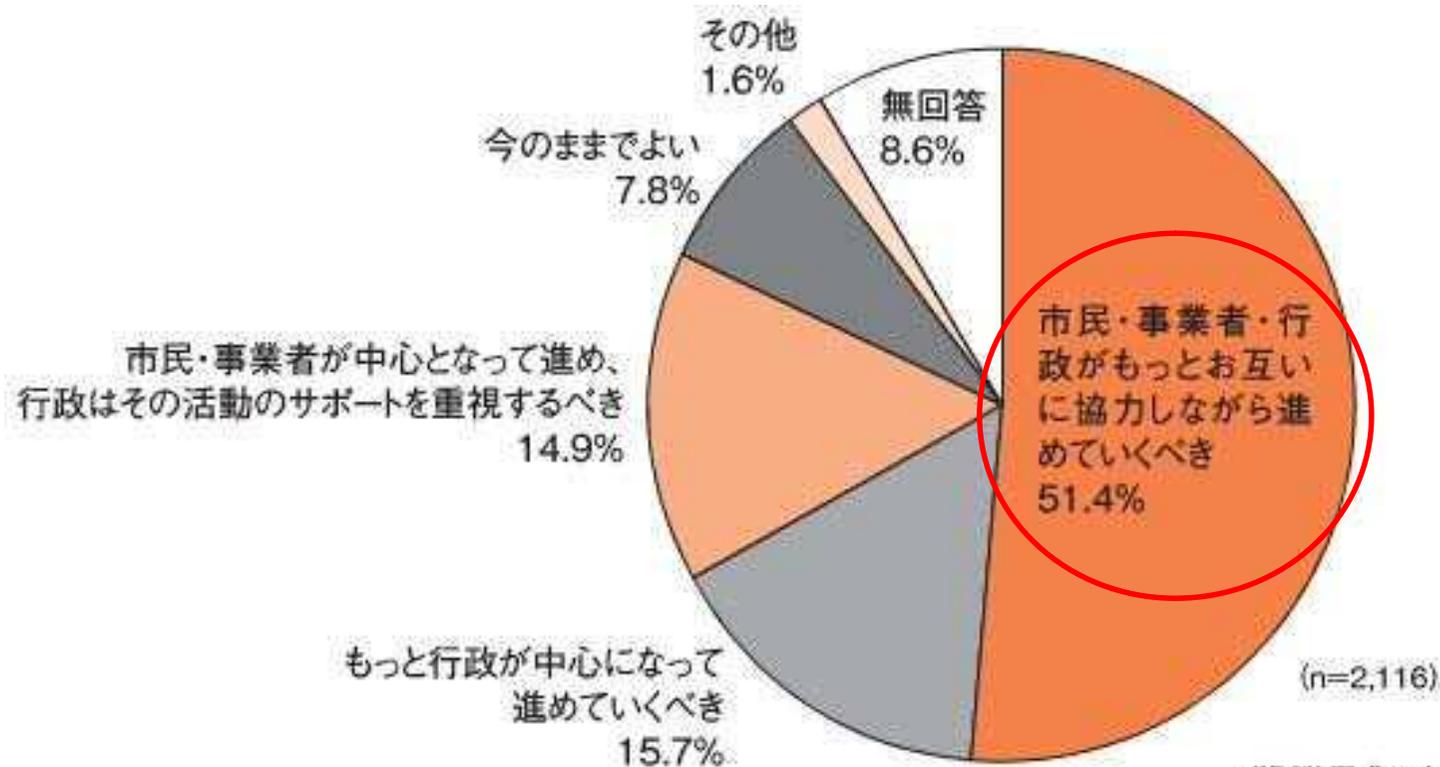
4つの「ありたいまち」



まちづくりの進め方



尼崎市の現状について 「まちづくりの進め方についての意向」



(資料)平成22年度 尼崎市市民意識調査

まちづくり基本計画 (平成25年度～平成29年度)

- 本市の最上位の計画。
- 「ありたいまち」の実現に向けたまちづくりを進めていくための取組を示すもの。計画期間は、“5年間”
 - ① まちづくりのさまざまな分野での取組の方向性を「**施策**」として示す。
 - ② 市民、事業者、行政ともにまちづくりに取り組んでいくため、**それぞれの役割**を示す。
 - ③ 行政として計画を進める上での**自治体運営の考え方**を示す。

まちづくり基本計画 20の施策

- 施策01 地域コミュニティ
- 施策02 生涯学習
- 施策03 学校教育
- 施策04 子ども・子育て支援
- 施策05 人権尊重
- 施策06 地域福祉
- 施策07 高齢者支援
- 施策08 障害者支援
- 施策09 生活支援
- 施策10 医療保険・年金
- 施策11 地域保健
- 施策12 消防・防災
- 施策13 生活安全
- 施策14 就労支援
- 施策15 地域経済の活性化
- 施策16 文化・交流
- 施策17 地域の歴史
- 施策18 環境保全・創造
- 施策19 住環境
- 施策20 都市基盤

これまでの総合計画（行政がまちづくりを進める上での計画）

構 想 部 分	都市像と、それを支える行政分野ごとの将来像を描く。
計 画 部 分	<p>構想にある将来像を受けて、各分野での課題を分析し、その解決に向けた手段や、主な行政の役割を記載。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別テーマごとに取り組むため、特定課題への対応には効果的。 ・他のテーマとの重複する部分や連携すべき部分が見えにくい。
イメージ	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; margin-right: 10px;">構想部分</div> <div style="text-align: center;"> <p><ツリー型></p> <pre> graph TD A[都市像] --> B[将来像] A --> C[将来像] A --> D[将来像] B --> E[施策] B --> F[施策] C --> G[施策] C --> H[施策] D --> I[施策] D --> J[施策] E --> K[展開方向] E --> L[展開方向] F --> M[展開方向] F --> N[展開方向] G --> O[展開方向] G --> P[展開方向] H --> Q[展開方向] H --> R[展開方向] I --> S[展開方向] I --> T[展開方向] J --> U[展開方向] J --> V[展開方向] K --> W[展開方向] L --> X[展開方向] M --> Y[展開方向] N --> Z[展開方向] O --> AA[展開方向] P --> AB[展開方向] Q --> AC[展開方向] R --> AD[展開方向] S --> AE[展開方向] T --> AF[展開方向] U --> AG[展開方向] V --> AH[展開方向] W --> AI[展開方向] X --> AJ[展開方向] Y --> AK[展開方向] Z --> AL[展開方向] AA --> AM[展開方向] AB --> AN[展開方向] AC --> AO[展開方向] AD --> AP[展開方向] AE --> AQ[展開方向] AF --> AR[展開方向] AG --> AS[展開方向] AH --> AT[展開方向] AI --> AU[展開方向] AJ --> AV[展開方向] AK --> AW[展開方向] AL --> AX[展開方向] </pre> </div> <div style="margin-left: 20px;"> <p>第2次基本計画では、6部、17章、43節、227施策展開方向</p> <p>= 課題への対応方向</p> <p>= 細分化された課題への対応方向</p> </div> </div>
	計 画 部 分

あらたな総合計画（尼崎市全体で共有し、進める計画）

構想部分		みんなで共有できる、将来のありたいまちの姿を描く
計画部分		<p>施策ごとに、ありたいまちの実現に向けた取組方向をまとめ、その取組に当たる各主体の役割を記載。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大きな方向性を示すことで、すべての施策が目指すところを共有する。 ・個別施策ごとに何ができるかを考え、取り組むようにする。 ・全体を見通し、施策間の連携を意識できるよう配慮。
イメージ	構想部分	
	計画部分	

【参考】 ツリー型とマトリックス型の特徴

	ツリー型(階層型)	マトリックス型(ネットワーク型)
命令系統	上意下達 (集権的)	水平的な情報交換 (分権的)
思考性	他律的思考 (与えられた目的)	自律的思考 (所与の条件を勘案し、解を探す)
目的意識	直近上位の施策を意識	全体を意識
調整	少ない (時間を要しない)	多い (時間を要する)
効用	効率的 (スピード)	相加的・相乗的 (アウトカムズ)
課題適性	特定の課題への対応 (個別目的型)	複合的 (横断的) な 課題への対応
責任	明確	複合的

↓
組織運営

↓
政策形成

新たな総合計画のポイント（まとめ）

1 大きな方向性の共有

- ・「ありたいまち」を市民、事業者、行政で共有。 ⇒構想
- ・「ありたいまち」に、各施策がどのように貢献するのか。 ⇒基本計画
- ・「個々の具体的な取組（事業）を重ねてどこまで進むか」ではなく、「将来、こうなっていたいという理想に向けて何をすればよいか」を常に考えながら、毎年度、手段（事業）を選んでいくというもの。
- ・毎年、施策の実施状況を「振り返り」ながら事業を選択。
- ・これにより、時代の変化に柔軟に対応しやすくすることも意図。

2 連携を意識

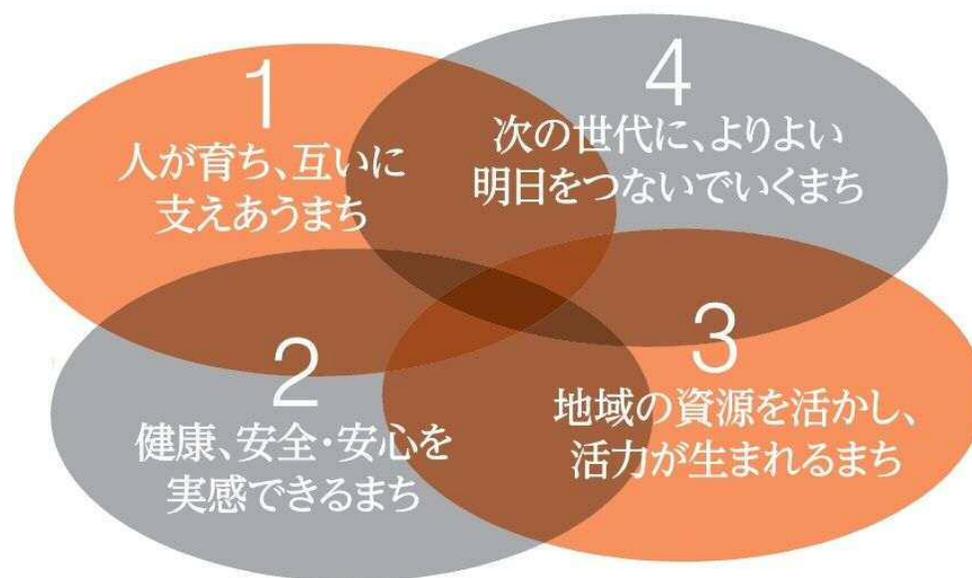
- ・施策間の連携を意識できるよう考慮（行政内部の組織間の連携）。
- ・行政－市民・事業者間、市民間、事業者間、市民－事業者間

3 みんなでまちをつかっていく

- ・施策毎に、「行政が取り組むこと」に併せて、「市民や事業者のみなさんができること」も記載。
- ・身近なまちづくり・地域づくりを考えていただくきっかけになれば。

主要取組項目

「ありたいまち」の実現に向けた取組を進めるに当たって、行政として特に力を入れて取り組むこと



「人が育ち、互いに支えあうまち」へ

■ 人の育ちと活動を支援する

- 地域ぐるみで子どもの育ちを支え、生きる力や学力の向上を図る。

➡ バランスの取れた人口構成へ

- 市民の力を地域での活動につなぎ、地域コミュニティの活性化を支援する。

➡ 活動人口の増へ

「健康、安全・安心を実感できるまち」へ

■ 市民の健康と就労を支援する

- 生涯を通していきいきと社会に参画できるよう、健康を支援する。

➡ 活動人口の増へ

- 社会とつながりを保ち、安定した生活を送れるよう、就労や自立を支援する。

➡ 活動人口の増へ

「地域の資源を活かし、活力が生まれるまち」へ

■ 産業活力とまちの魅力を高める

- 社会や地域における新たなニーズに応え、雇用創出にもつながる事業活動を支援し、地域内の経済循環を図る。 → 活動人口の増へ
- 「まちの魅力」の再発見・創出と、戦略的な情報の構築・発信により尼崎の魅力を高める。
→ 交流人口の増へ

「次の世代に、よりよい明日をつないでいくまち」へ

■ まちの持続可能性を高める

- よりよい住環境の創出に向けた取組を促進する。

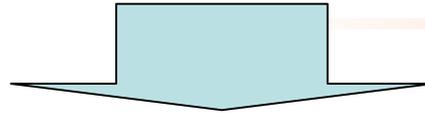
活動人口の増へ

➡ バランスのとれた人口構成へ

- 公共施設の再配置・機能向上を図り、市民活動や災害時の拠点として持続的に活動する。

➡ 活動人口の増へ

総合計画における公共施設に対する取組方針



・人口減少下にあるとともに、行政が持つ財源等が限られるなかで、公共施設の再配置と維持管理コストの最適化を図るとともに、機能や利便性の向上を図ることで、市民活動をサポートし続けられる持続可能な状況をつくっていくことは、未来に向けて大変重要なことです。また、公共施設の再配置にあわせて、耐震化等を図ることは、災害への対応力を高め、まちの持続可能性を高めることにもなります。

総合計画の推進 「施策の評価」

総合計画を推進するなかで、社会情勢や市民の意識等を踏まえ、継続的に各施策の取組状況を「ありたいまちに向けて、事業が効率的に展開されているか」、また、「ありたいまちにより近づけるためには何をしないといけないのか」といった視点で、計画に示す各施策ごとに取組状況を評価していく。

1 施策評価（施策単位での評価）

各施策でどのような取組が行われ、市民生活にどのような効果があったか、またどのような効果があるのかを振り返る（新規事業の立案や既存事業の改廃等の見直し）。

2 市民意識調査の実施

各施策やその取組状況について、市民が感じている「重要度」や「満足度を」把握するため、市民意識調査を実施する（市民目線での評価）。

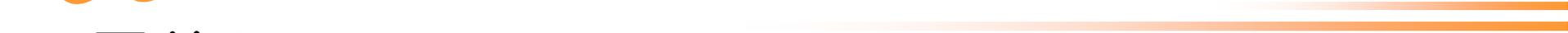
施策評価における評価結果

まちの持続可能性を高める

本市は産業のまちとして発展するなかで、人口についても急増してきた経緯があり、それに伴い整備されてきた公共施設の多くは現在老朽化し、建替えや大規模改修の時期を迎えています。

公共施設は市民サービスの提供や活動の場であり、その適正な配置と機能の維持・向上は行政の重要な責務です。

こうしたことから、「尼崎市公共施設マネジメント基本方針（平成26年6月策定）に基づき、施設の劣化状況や利用状況等を踏まえながら、公共施設全般についての総量圧縮、ライフサイクルコストの縮減、財政負担の平準化及び適切な保全による施設の長寿命化等への対応を図っていきます。



最後に・・・

総合計画に定めるありたいまちを実現していくためには、市民の皆様のご意見が非常に重要となります。

公共施設につきましても、基本方針に基づきみなさまのご意見を伺いながらマネジメント計画を策定していくこととなりますので、ご協力よろしく申し上げます。